

令和5年9月1日  
健生発0901第7号  
5輸国第2128号

都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長  
厚生労働省各地方厚生局長  
農林水産省各地方農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省健康・生活衛生局長  
(公印省略)  
農林水産省輸出・国際局長  
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

今般、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。)の別紙について、厚生労働省組織令及び食料・農業・農村政策審議会令の一部を改正する政令(令和5年政令第263号)の施行及び農林水産省輸出・国際局における事務所掌の見直しに伴う組織名称の変更並びにその他所要の改正を別添のとおり行いましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

なお、手続規程の別紙SG-S1「シンガポール向け輸出水産食品の取扱要綱」の別紙様式5並びに別紙TW-A2「台湾向け輸出乳、乳製品、殻付き家きん卵、卵製品及び缶詰家きん肉製品の取扱要綱」の別紙様式2、3及び4の衛生証明書様式については、本年9月1日発行分より適用するものとします。